

## 平成30年度地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況について

平成26年4月1日より消費税は5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられており、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生に関する施策)に充てるものとされています。

平成30年度芽室町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 153,654千円

【歳出】社会保障施策(地方単独事業)に要する経費 2,189,538千円

(単位:千円)

区 分	事 業 名	事 業 費	一 般 財 源	
				うち社会保障財源分
社 会 福 祉	障がい者福祉事業 (自立支援給付費 ほか) 高齢者福祉事業 (老人保護措置費 ほか) 児童福祉事業 (保育所運営、地域放課後児童対策事業 ほか) 母子福祉事業 (ひとり親家庭等医療費給付 ほか)	882,064	851,262	62,982
社 会 保 険	国民健康保険事業 後期高齢者医療事業 介護保険事業	482,104	437,207	32,347
保 健 衛 生	医療事業 (子ども医療費給付、病院事業補助 ほか) 疾病予防対策事業 (定期予防接種 ほか) 健康増進対策事業 (がん検診、妊婦健康診査 ほか)	825,370	788,313	58,325
	合 計	2,189,538	2,076,782	153,654